

平成 27 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 6 回定例会	6 月 16 日	開 会
	6 月 19 日	閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 27 年 6 月 16 日（火曜日）

第 6 回南三陸町議会定例会会議録

（第 1 日目）

平成27年第6回南三陸町議会定例会会議録第1号

平成27年6月16日（火曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町 長	最知	明 広 君

会 計 管 理 者	芳 賀 俊 幸 君
総 務 課 長	三 浦 清 隆 君
企 画 課 長	阿 部 俊 光 君
管 財 課 長	仲 村 孝 二 君
町 民 税 務 課 長	佐 藤 和 則 君
保 健 福 祉 課 長	三 浦 浩 君
環 境 対 策 課 長	小 山 雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋 一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 (農 林 行 政 担 当)	佐 久 間 三 津 也 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 参 事 (漁 集 事 業 担 当)	宮 里 憲 一 君
危 機 管 理 課 長	阿 部 明 広 君
復 興 事 業 推 進 課 長	糟 谷 克 吉 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長	小 原 田 満 男 君
上 下 水 道 事 業 所 長	及 川 明 君
総 合 支 所 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	及 川 庄 弥 君
公 立 志 津 川 病 院 事 務 長	佐 々 木 三 郎 君
総 務 課 長 補 佐	三 浦 勝 美 君
総 務 課 財 政 係 長	佐 々 木 一 之 君
教育委員会部局	
教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 秀 一 君
生 涯 学 習 課 長	菅 原 義 明 君
監査委員部局	
代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	佐 藤 孝 志 君
選挙管理委員会部局	
書 記 長	三 浦 清 隆 君
農業委員会部局	

事務局 長

佐久間 三津也 君

事務局職員出席者

事務局 長

佐藤 孝志

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

佐藤 辰重

議事日程 第1号

平成27年6月16日（火曜日）

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 行政報告
 - 第 5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

本日より6月定例会でございます。円滑な議会運営によりしくご協力くださいますようお願い申し上げます。

本会議開会前に、4月29日付で新たな代表監査委員が就任し、議会に紹介したい旨の申し入れがありましたので、これを許可いたします。監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（佐藤孝志君） それでは、私からご説明いたします。

平成27年4月29日付で芳賀長恒代表監査委員が就任しております。本定例会の出席が初めてでありますので、議員の皆さんにご紹介させていただきます。

○代表監査委員（芳賀長恒君） どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、これより平成27年第6回南三陸町議会定例会を開会いたします。

遅刻議員、14番三浦清人君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において5番村岡賢一君、6番今野雄紀君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（星 喜美男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日から6月22日までの7日間とし、うち休会を20日、21日にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月22日までの7日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

本定例会において、お手元に配付しておりますとおり、陳情審査報告書を1件、請願1件、陳情2件が提出され、これを受理しております。

次に、監査委員よりお手元に配付しておりますとおり、例月出納検査報告書が提出されております。

次に、一般質問は、村岡賢一君、佐藤正明君、今野雄紀君、後藤伸太郎君、及川幸子君、以上5名より通告書が提出され、これを受理しております。

次に、総務常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 委員長が遅刻しておりますので、副委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。総務副委員長高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） おはようございます。

総務常任委員会の所管事務調査の報告でございますが、委員長がおりませんので、かわりまして報告したいと思います。

今回は結んでおりますので、結びの7行目から朗読したいと思います。

人口規模は南三陸町とさほど変わらない山間の町で、日本一の子育て村を標榜し、定住プロジェクトを推進した結果が実際に数字となってあらわれている。その取り組みは、医療、保健福祉、教育、生活環境に至るまで多岐にわたっており、我が町においても有望であると思われる。

人口減少対策に特効薬はないものの、町の存続に大きく影響するものであり、集中的施策も視野に、これまでの取り組みを強化、充実すべきである。

小さくてもきらりと光り、まちづくり実現のため、全力を傾注することが今最も求められていることである。

以上を調査の報告といたします。

- 議長（星 喜美男君） 副委員長報告並びに副委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようにありますので、以上で総務常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

- 議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。産業建設常任委員長山内昇一君。

- 10番（山内昇一君） 先ほど事務局長をしてお話ししたとおりでございますが、なお震災の関係で、阪神淡路大震災から20年目の節目で、いち早く復興をなし遂げた市として、まちづくりをしている当町として、神戸市産業局の担当から、新長田町そして元町の視察を行いました。震災からの復興をどのようにして行ってきたか、現状とその問題点、官民協働の施策、継続的な取り組み、そういったことを審査してまいりました。なお継続するものとします。以上です。

- 議長（星 喜美男君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようにありますので、以上で産業建設常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、民生教育常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

- 議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。民生教育常任委員長菅原辰雄君。

- 11番（菅原辰雄君） ただいま事務局長を通して朗読したとおりでございます。我々は、福祉施策の取り組みについてということで、岡山県美咲町のほうに行って調査をしてまいりました。これも継続調査でございますので、9月定例会では結果として結びを報告しますので、

よろしくお願ひいたします。

- 議長（星 喜美男君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で民生教育常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、議会運営委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

- 議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。議会運営委員長後藤清喜君。

- 13番（後藤清喜君） ただいま局長の朗読のとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

- 議長（星 喜美男君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で議会運営委員会調査報告を終わります。

次に、議会広報に関する特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

- 議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。議会広報に関する特別委員長高橋兼次君。

- 7番（高橋兼次君） ただいま局長が朗読したとおりでありまして、議会広報ナンバー37号の発行に関する調査でございます。よろしくお願ひします。

- 議長（星 喜美男君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で議会広報に関する特別委員会調査報告を終わります。

次に、東日本大震災対策特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。東日本大震災対策特別委員長山内孝樹君。

○15番（山内孝樹君） ただいま事務局長をして朗読していただいたとおりであります。よろしくをお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で東日本大震災対策特別委員会調査報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成27年第6回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご多忙の中、ご出席を賜り感謝を申し上げます。

第5回臨時会以降の行政活動の主なものとして、復興事業の一部地方負担関係についてご報告を申し上げさせていただきます。

平成28年度以降の復興事業の一部地方負担導入について、復興庁は、5月12日に「集中復興期間の総括及び平成28年度以降の復旧・復興事業のあり方」を、6月3日には「平成28年度以降の復興事業にかかる自治体負担の対象事業及び水準等」を公表し、これにより地方負担の対象となる復興事業とその負担割合の案が示されました。

その内容としては、三陸道整備事業については引き続き全額国費で対応されるなど、被災自治体に対する一定の配慮は見られるものの、地方負担の対象となる復興事業には、復興交付金効果促進事業、社会資本整備総合交付金や農山漁村地域整備交付金を活用した事業など、本町で実施している復興事業も含まれております。

今後の対応を検討するため、本町独自にその影響額を試算しましたところ、暫定ではありますが、総額で約1億円の新たな財政負担が生じる見込みであります。

本町といたしましては、事業の精査をしながら、県及び県内沿岸部の市町等、関係機関と連携し、地方負担の軽減が図られるよう努めてまいり所存でありますので、議員各位の特段の

ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

行政報告、監査報告等に対し伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

なお、教育長監査委員に対する質疑も含むものといたします。

午前10時20分 休憩

午前11時26分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事請負契約等の行政報告に対する質疑を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で工事請負契約等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

これで行政報告を終わります。

日程第5 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第5、一般質問を行います。

通告1番村岡賢一君。質問件名、1、地区公民館の整備と今後のあり方について。2、防集団地の法面工事について。以上2件について、一問一答方式による村岡賢一君の登壇、発言を許します。村岡賢一君。

〔5番 村岡賢一君 登壇〕

通告1番、5番村岡賢一は、議長のお許しをいただきましたので、壇上より一問一答方式により、質問をさせていただきます。

大震災から4年が過ぎ、町の復興も急ピッチで進められ、新病院の開業や戸倉小学校の再開が目の前に迫ってきているなど、新たなまちづくりも確実に前に進んできておるようであります。

しかし、町民にとっては毎日が不安だらけの生活を送っているのではないかと、それが現実ではないかと思えます。長引く仮設暮らしや高齢化、新たな住まいの確保など、どれ一つとっても先の見えない、これまでに経験したことのない事態にとまどうばかりであります。

特に、これまで各地区で営々と築き上げられてきたさまざまな活動も、それどころではないということで、できない活動も数多くあります。震災前には、公民館を拠点に、地域の社会

活動や文化活動など幅広く行われてきました。人と人のつながりが深く、人情の厚い風土が築かれてきました。災害でこれまでとは違う環境となってしまった現在の生活の中にあっても、町民は皆助け合い励まし合ってコミュニティーを築いていますが、戸倉地区、志津川地区においては、身近で一番頼りになる公民館はどうなっていくのだろうと心配している声が聞かれます。戸倉地区、志津川地区公民館の整備の見通しについての考え方を壇上よりの質問とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、村岡賢一議員の質問、地区公民館の整備と今後のあり方ということについて、答弁をさせていただきたいと思います。

1つ目の質問にあります戸倉地区と志津川地区の公民館整備の見通しと組織強化の考え方ということでございますが、被災、流出した公民館の施設につきましては、国の公立社会教育施設災害復旧事業により整備するものであります。

初めに、戸倉公民館については、これまでに戸倉コミュニティー推進協議会役員を初め、地域懇談会におきまして、戸倉中学校校舎を利活用することで要望をいただいております、町として平成27年度内に工事を着手して、平成28年7月ころを目途に完成を目指したいと考えておりますが、現在宮城県を經由して、国への災害査定に係る日程等の調整を依頼しているところであり、査定時期によっては完成時期が延びることが想定されます。

改修の概要といたしましては、現在の躯体や間仕切りを生かしつつ、教育委員会と協議をして進めてまいりたいと考えております。

次に、志津川公民館についてであります。現在、津波復興拠点整備事業として造成を進めております志津川中央地区に、公民館、図書館を併設する形で整備を予定いたしております。

建設工事については、土地造成の完了後、速やかに着手できるように、現在町内協議等を進めているところであります。平成29年度内の竣工を目指しているところであります。

なお、いずれの施設につきましても教育委員会の所管にかかわる部分がございますので、整備の概要等につきましては教育長より答弁をさせたいと思います。

次に、組織体制については、教育委員会の専権事項にもありますので、教育委員会との協議の上、必要な体制をとるように進めてまいりたいと思います。

2点目の質問であります。

「バラバラになった行政区の（コミュニティー）再構築等の考えは」についてでございますが、震災後のコミュニティーの再構築をするために、町では地元の皆様が話し合いを持ち、

自分たちで防集団地の区画等を決めるための相談に応じているところでもあります。この考えは戸倉団地だけではなくて町内全て同じであります。当町では、震災後ほとんどの集落で戸数減となっております。将来的に地域活動の担い手不足など、地域活動継続への懸念があることから、住民自治の継続が可能となるような地域の支え合いの仕組みづくりや、地域課題を地域と行政が協働で担える仕組みを検討していかなければならないと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 私からは各施設の概要について申し上げます。

まず、旧戸倉中学校舎を利活用して修復する戸倉公民館についてですが、1階部分が公民館施設になる予定であります。事務室、会議室、調理室、和室、住民情報コーナー、NPO活動室、倉庫等の部屋を計画しております。基本的には学校の建物を利活用しますので、躯体はそのままに、被災して交換が必要な部分を修復するような工事となります。

2階部分については被災しておりませんので、教室であった4部屋のうちの1つは、当時のままの教室として、再現室として残し、もう1つは戸倉中学校の歩み展示室、展望、休憩室といいますか、展示室とし、後ろの2部屋を戸倉地区文化財展示室とし、音楽室であった部屋は防音効果を生かし伝統芸能練習室、サークル活動室とし、図書室はそのまま利用することとし、理科室を防災学習室、OA室を研修・講習・講義室にする予定であります。

次に、志津川公民館、図書館を合築する（仮称）生涯学習センターに係る基本構想につきましては、現在、教育委員会内で協議中でございます。志津川中央区の造成工事完了予定時期である平成28年12月から予定をさかのぼり、必要な事務手続や詳細設計にかかる基本設計等、計画的に業務を進めてまいりたいと考えております。

次に、組織体制についてでございますが、基本的には震災前と同様に各公民館長と事務職員等の配置を考えておりますが、完成までに教育委員会内部の協力体制を含め協議をし、必要な体制について町長と協議してまいります。

2つ目のご質問でありますバラバラになった行政区の（コミュニティー）再構築等の考えですが、私からは教育委員会としての取り組みについてお答えいたします。

町長が答えましたとおり、今後順次に高台に移転し、新たな行政区として地域形成が進んでまいります。一方、コミュニティーにつきましては、文化や風土といったものに支えられたコミュニティーもあるものと思っており、郷土芸能等を通じたコミュニティーがこれに当たるのではないかと考えております。

教育委員会といたしましては、各地区公民館を中心に、コミュニティーづくりや文化、スポ

ーツ活動を通じての地域づくりを支援し、さらには世代間を超えた交流を通して、魅力ある住みよい環境をつくり上げ、住みよいふるさと、行政区づくりを目指していきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） いろいろとご説明いただきました。

まさに、公民館と申しますのは、私たちが地域で生活をしてまいりました中で、切っても切れない関係がありまして、地域活動の中では、公民館長さんがおられまして地域をまとめるという中でさまざまな活動を重ねながら、地域の人との結びつき、多くの人材を育成していただきました。それをなせたのはやはり町当局から立派な公民館長さんを配置していただいたという結果でございまして、長い間にどれだけの公民館長さんに地区をつくっていただいていたか。今、振り返りますと、本当にすばらしいことだな、それが突然津波で消えてしまったわけでございまして、今は町でもそういう事情が事情でございまして、入谷公民館に館長さんを配置して、戸倉地区、志津川地区の分までも一緒にお世話していただいているという環境ではございます。

私は、今お話しいただきましたように、さまざまな事情の中で、今すぐ公民館どうのこうのという話で申し上げるところはございませんけれども、やはり公民館の大切さということを見ると、いつも思っていることは、町が今復興途上でございますけれども、町ができてから、公民館ができてから配置するという考えも確かにそれは当たり前のことだとは思いますが、残っているうちもありますし、残っている行政区もありますけれども、やはりまちづくりの中でともに地域をつくっていくという上では、いろいろなお世話をする人が身近にいるということは、さまざまな活動において本当に実のあるものになるものでございますので、これが今お聞きしますと、戸倉地区の公民館においては、旧戸倉中学校跡地を27年度整備に係り、28年度の9月ころに再開ができるのかという答弁をいただきました。もしかするとまた延びるかもしれないという答弁でございます。地域の人たちも、旧戸倉中学校跡地に公民館が来るということはいろいろな話の中で知っていると思っておりますけれども、果たしてそれがいつなのということになりますと、やはり戸倉の団地も恐らく来年の今ころには建築許可等がおおりて、まちづくりが始まり、お正月ころまでには大体形ができるのかなと自分なりに考えておりますけれども、そうすると年数的には29年ころに入ってくるのかなと。恐らくそれを見込んでのご計画だとは思いますが。

そういう中で、活動というものはいつも流れているもので、とまっているものではないと思

います。なので、今1人の館長さん体制の中で、地区をいろいろ指導してやっていくということもわかりますけれども、やはりなるべく早い時期に公民館を、誰もがないからできないのではなくて、ある程度そういう配置というか、活動というものが、地区によって一緒に町をつくっていくんだという姿が見えるということは、地域の人にとって物すごく力強いものがありますので、そのあたり、町の考えとしては、やっぱり建物がなければ公民館はできないというお考えなのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、公民館の利活用のあり方について、これまでもいろいろ村岡議員は中心になって担っていただいておりますので、そこにおける職員の役割等々について、るお聞きいただきました。

ある意味、地域公民館というのは、地域の皆さんが主体になってこれまでも活動展開していただきました。そこを担う職員の役割というのは、ある意味接着剤とかお世話役とか、あるいは情報発信とか、そういう役割を担いながら、地域の皆さん方と一体になって公民館活動を支えてきたものだろうと思います。

そういった中で、残念ながら現在は入谷公民館の館長が戸倉公民館、それから中央公民館という形の中での兼務ということでございまして、各地域においても、戸倉地区におきましても、婦人会の皆さんの活動も始まってきたということもお聞きいたしておりますし、従来どおり1人の兼務で果たして間に合うのかということについて、それはもう少し検証しなければいけないと思います。もし、1人の職員で3つの公民館の兼務を賄えないということであるならば、町としてもその辺の職員の配置のあり方ということについては考えなければいけないと思っておりますが、その辺についてはもう少し検証させていただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 心強いお話をいただきました。

うちのほうでは、今、地域の活動というと、戸倉地区のほう、町のほうもそうなんですが、ほとんど活動のできていない部分が多くて、本当に地域では心配している人がいっぱいいるわけです。いろいろな活動がありきではないんですけれども、人と人との心を結ぶものが、震災ですさんだ情勢の中では、やはり励まし合うということが非常にいろいろな復興から立ち上がっていくという、地域の人たちにとっては欠かせないものです。

なので、やはりそういう面から地域活動というのは、今も震災の中でも仮設の地区でも、さ

さまざまな人たちが一生懸命頑張っておられます。本当にこれは南三陸町ならではの活動だと私は高く評価しておりますけれども、なおその中であっても、公民館の整備等を見ましても、戸倉中学校の整備を見ましても、遅いか早いかということは、できる前に配置していただくような格好が、今、町長さんも検討する価値があるというご答弁いただきましたけれども、そういうことも含めてご検討いただければと思います。

特に志津川地区などにおいても、これから本当に新たな町づくりということで、さまざまなことが想定されると思います。地域を担うのはやはり人でございますので、そういう笛吹けど踊らずではありませんけれども、声をかけても人が集まらないということが考えられるということもあたりしみますので、地域のお世話をする人というのは本当に数が限られております。そういう人たちが早く生まれるということが、まちづくりには欠かせないと思います。そういう一緒に汗を流して、公民館長さんと地域の人たちが相談し合って、ではこうしようああしようと、膝を交えていろんな話をしていくことが、まちづくりに、復興につながっていくものと私は確信しております。

どんと座ってああしろこうしろということでは、まちづくりにはならないと思います。それは当局もご存じのことだと思いますけれども、やはり同じ土俵の上に上がって、仕事が終わったら一緒に一杯飲むとか、昔話を語るようですけれども、そういうふうにして人がつながって行って地域がつくられる、町がつくられるという段階を踏んでおります。

この中で、そういう人材育成といいますか、地域のリーダーをこれからはつくっていかねばいけないんですけれども、今なかなか地域がばらばらになってしまっていて、人が集まらない、集めたくても集まらない。高齢化の年をとった方が多くて、お世話できる人が少ないという中で、それでも頑張っているはやっていますけれども、明日にまちづくりが行われたときに、そういう問題も考えなければいけませんし、そのためにも地域活動が大切だということを考えていただいて、志津川地区、戸倉地区は特になんですが、公民館の配置、それからいろいろな勉強会等も考えていかなければいけないのかなと思うんですけれども、そういう中でもなかなか人を集めるのは大変でしょうけれども、それに向けてのいろいろな取り組みというか、そういうものは何か考えはないのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ハード面につきましては、基本的には行政が主体的にやらざるを得ないという役割分担みたいなものも当然あるわけですので、そういう役割分担の中でいけば、我々とすればそういったハード面をどう整えていくかということがまず一つの大きな仕事だ

と思います。

それからもう1点は、民間の方々にお力を発揮していただきたいのは、地域の人材をどう育てるかということで、今、村岡議員おっしゃったように、地域の人材はやっぱり地域の皆さんでどうやって育てていくかということについて、そのような知恵を出していただきたいと思います。それが、ハード面それからソフト面、お互いにいい循環、好循環が流れるような地域をつくっていくべきだろうと思っております。

実は、この答弁をどうするかといういろいろ庁舎内で検討したときに、一番最後のほうに出てきた話が、戸倉地区の皆さんで子供たちを含め、戸倉小学校が完成しますので、そこは仮設住宅も建っていないグラウンドになりますので、戸倉中学校の子供たちと戸倉の地域の子供たち、それから戸倉地域にお住いの方々が、昔のように町民運動会をもう一回あの場所で開催するのは、ある意味戸倉地区の復活の一つの証、のろしになるのかなとお話をしていただきましたが、地域の皆さんのお力添えがないとなかなかできかねる問題でございますけれども、いずれそういった心の部分の復興といいますか、そういったものを含めて、皆さん方のお力を合わせながら頑張っていかなるを得ないだろうと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 地域の人材育成という話がありましたので、教育委員会でのいわゆる人材育成にかかわる活動について何かないかということを考えますと、青少年教育等がありまして、子供会のリーダー研修会だとか、あとは地域のお年寄りとか子供たちがかかわって、世代間交流の授業だとか、あとは地域の伝統文化を通して子供たちを育成していくという活動がございますので、これらについても今後やはり復興に向けた事業というだけでなく、コミュニティーをもう一度つくり上げるという意味から必要だなどと思って取り組んでおります。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） いろいろとご丁寧な答弁をいただきまして、私が公民館についての質問をいたしましたのは、大震災からの復興の中で、ハード面だけに目をとられがちになり、ソフト面がおろそかになってはならないという思いからであります。地域の活動を心配している多くの方々に、正しい情報の発信と今後の活動の手助けにと思ひましてお話をしました。

前段でも申し上げましたが、発生から4年3カ月、被災した地区においては、活動を休止せざるを得ない状況下にあります。しかし、少しずつではありますが、住宅の再建も始まり、いずれ新たな町が完成するものと思ひますが、地区によっては維持運営が難しいところも出

たり、人材が集まらないなどの問題も考えておかなければなりません。地区だけの力ではどうしても乗り越えられない大きな問題が待ち構えていると思います。

戸倉地区、志津川地区への公民館の配置は、そうした問題解決に大変重要な意味を持つものであります。公民館と地域がともに汗を流し、地域のさまざまな活動を再開していくことは、不安を抱え生活をしている方々に大きな希望を与えると同時に、人材の育成につながっていくものと思います。環境が整わないからこそ、その取り組みが求められると思います。まちづくりは人づくりから、協働の精神をさらに高め、大震災で深く傷ついた大勢の町民の心の復興が少しでも早くなされるよう、しかるべき方策を整えることを求めるものであります。

以上で1問目の質問を終わらせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 続けてください。

○5番（村岡賢一君） それでは、続きまして2問目の質問をさせていただきます。

防集団地の法面工事について説明させていただきます。

前の一般質問でも質問した経緯がございますが、当初整備した団地の法面において高低差があって、住む方が不公平感を持たれるのではないかという質問をいたしました。その検証も兼ねて、きょうは質問をさせていただきます。

当初質問したとおり、いろいろ工事が終わった人の話を聞いて歩きますと、やはり場所によっては100坪の土地を買うくらいの工事費がかかったという方もおるようでございます。そういう問題がいろいろと聞かれておまして、今、造成されている土地の中でもいろいろ、まちづくりとか、そういう寄り合いの中で図面等を見せられますと、どうしても法面が大きく出してしまうという場所がございますが、それらについて、私は不公平感が余りあり過ぎるということを考えますれば、これは町で何らかの、全額払えとかこれくらい払えとかいうことは申しませんが、何らかの不公平感をなくせるような施策というのは考えられないんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、村岡議員の2点目、防集団地の法面工事についてお答えさせていただきます。

ご案内のとおり、本町の防集団地につきましては、全20地区28団地で事業を実施してございます。5月末現在では、そのうち16地区20団地が完成いたしました。宅地の引き渡しが発生されております。また、伊里前、志津、戸倉の3地区の4団地につきましては、今年度内の完了を予定いたしております。志津川市街地につきましても、完成街区より順次引き渡し予

定としております。特に、東団地の東工区においては、6月末から引き渡しを予定いたしております。

当町の防集団地の造成工事に当たっては、造成基準を定めております。これを踏まえて造成工事を行っております。宅地間の法面については原則土羽処理をしております。しかしながら、土羽処理では宅地の平場面積が狭小となる場所も生じることから、造成基準では、宅地間の高低差が1メートル以上、宅地と道路の高低差が1.5メートル以上の箇所には、町でL型擁壁を設置することとしております。

また、移転される方が土地の有効活用のため、個人で擁壁設置工事をする場合があるかと思いますが、防災集団移転事業の補助制度の中に、宅地造成費用を借り入れした場合の利子相当額について補助金を交付する制度があります。

また、借り入れをなさらない方に対しては、住宅再建費用に対し一定額を補助する町独自の支援制度を設けております。

制度内容につきましては、町のホームページに掲示するなど、広報周知に努めており、支援制度に関する説明会や相談会を適宜開催しているほか、個別の相談に随時対応できるように住宅再建の支援担当職員を配置いたしておりますので、ご活用いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） ただいまご答弁いただきましたけれども、例えば今1メートル以上はL字型の擁壁を組まれると。では、95センチ、90センチ、そういう不公平感、不満が出るのはそこだと思うんですよ。

それで、隣の境目までは1メートル以上あるのでL字の擁壁が組まれている。一番端っこになった人が九十何センチ、あと10センチあれば擁壁が組まれるのかと、10センチ上げたらいいのではないかという、へりくつなんですよけれども、そういう話が出てくるんですよ、これは。

だから、そういうのは、私はいつも思うことなんですけど、例えば設計の段階で目に見えない部分だったら理解できるんですけども、山とか地形というのは、測量士がきちんと入って、図っているいろいろ精査して、これこれこうですよという設計図を組み上げるんだと思います。なので、そういうプロの方たちがきちんとつくったにもかかわらず、そういう不備が出るということは、最初からちょっと、設計の段階からそれが間違っているのかなと一般的には思えるんですけど、そのあたりはどうなんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町として一定の基準を設けるということが、イコール不公平感をなくすということにつながっていきます。何も基準がないという状況の中では町民の皆さんにお示しをする何物もなくなってしまいますので、ここは町としての一つの基準をつくって皆さん方にお示しをさせていただいて、その中で町としても、土地を受け渡しした方々、いろいろ話をしながら進めていくというのがベストなんだろうと私は思いますが、いろいろご指摘あった部分について担当課でいろいろお話があるということであれば、担当課からも説明させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 復興事業推進課でございます。

ご指摘の防災集団移転団地の敷地の造成計画につきましては、基本といたしまして、敷地が切土地盤となることを基本としております。

また、地盤の条件、日照条件、それから道路の計画、排水計画など、整合性を含めて、総合的に決定してございます。防集団地の箇所を決定するに当たっても、その辺も考慮はしてございますけれども、その土地の地形であったり、予算の戸当たり何千万という財源に制約がございますので、地形に合った計画、それから排水条件なども考慮して設計を進めております。

先ほど町長の答弁でもありましたけれども、宅地間の高さは1メートル、それから道路との高さの部分につきましては1.5メートルということで基準を設置してございます。ある程度基準を定めないと、先ほど議員さんご指摘ございましたけれども、では95センチではどうなのかということ、95センチまで下げた場合に、今度は90はどうか、85はどうかということ、なかなか予算的にも厳しいものがございますので、防集の造成の計画に当たっては、基準を1メートル、それから1.5メートルということで定めさせて進めているような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩をいたします。

再開は1時10分といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時09分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

14番議員が着席しております。

村岡賢一君の一般質問を続行いたします。村岡賢一君。

○5番(村岡賢一君) 課長から説明がありましたけれども、そういう綿密な計画の上にあっても、やはりそういう不備な土地が生まれるということについては、いささか納得できないところもございますけれども、それはそれで理解いたしました。

その前に町長からいろいろと各種補助金があるということを説明受けたんですけれども、やはり公平というものの考えからすると、私もいささか疑問に思うところがあるわけでございます。

私の答弁の中で言っていますが、個人負担がかかっていると、これからもいろいろな問題がもしかするとほかの場所でも出る可能性もあるわけでございますが、町長に助成という考えはあるのかなのか、はっきりお聞きしたいと思います。

○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) 今の段階では、現行制度の中で対応していただくということしかないと思っております。今の町の独自の支援制度を拡充するか、あるいは新設するということになりますと、また次々発給をしていくことになりまして、ましてやもともとを言えば、財源をどこから持ってくるのという話にもなってまいりますので、基本的には今回の1メートル、1メートル50という形の中での基準ラインを我々としては守っていかなければいけないのだらうと思っております。話を進めていけば、80センチがいい70センチがいいという話になると思いますが、そうしますといずれにしても不公平感はどうしても出てきます。

したがいまして、町として当初制度設計の中で決めた以上はこれを守っていくのが、これまでもいろいろ、もう既に住宅着工している方々もいらっしゃいますので、そういった方々の思いを考えれば、この状況の中で進めていくということが今の段階ではベターなんだろうと思っております。

○議長(星 喜美男君) 村岡賢一君。

○5番(村岡賢一君) 町長答弁は理解いたしました。

しかし、先ほどから申し上げますように、不公平感というのはどこから生まれたのかと、この根本を申し上げているわけでございます。いろいろと工夫すれば、不公平感をなくすということはできたはずですが、それにもかかわらず、多額の費用をかけて税金を使って、こういう不備な土地が生まれるということそのものに、やはり私は疑問を感じたわけでございます。

この質問は、今後町で行われる事業に生かしていかなければならない事案と考えてのことであります。しっかりとした計画を立て、事業を展開していくことは信頼にもつながりますし、

節税にもつながっていくものであります。成功例だけでなく、不備があった部分もしっかりと検証して、後々のためになるようにしていただきたいと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ここだけはひとつ申し上げておきたいと思うんですが、我々が造成をして土地を皆さん方にお引き渡しする際に、不備なものをお渡しするという事はこれまでございませんので、そこはひとつご理解いただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 以上で、村岡賢一君の一般質問を終わります。

次に、通告2番、佐藤正明君。質問件名、1、町道の整備計画及び維持管理について。2、町管理の河川維持管理計画について。以上2件について、一問一答方式による佐藤正明君の登壇、発言を許します。2番佐藤正明君。

〔2番 佐藤正明君 登壇〕

○2番（佐藤正明君） 2番佐藤は、議長の許しを得て、壇上より一般質問1件目の質問をさせていただきます。

質問事項、町道の整備計画及び維持管理について。

震災から4年が経過したが、震災時には国・県道より救援物資の運搬と連絡道路として使用した町道路線、現在は復興の運搬道路として頻繁に工事車両が運行しております。生活路線にもなっており、交通量が多い。安全確保が必要と思うが、改良整備の考えは。また、他路線の維持管理について、町長の答弁を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、佐藤正明議員のご質問、町道の整備計画及び維持管理について、お答えさせていただきたいと思います。

議員がご指摘のとおり、震災直後におきましては、沿岸部の道路が使用できない状態であったために、被害の少ない山沿いの道路などを利用し、被災住民の方々に物資等を運搬いたしておりましたが、改めてリスク分散を考慮した道路整備が必要であると痛感した次第であります。

現在、国・県道はもとより、町道についても、工事車両の通行によりまして、地域住民の方々には何かとご心配やご不便をおかけしているという状況でございます。特に主要道路以外の町道は幅員が狭く、車両のすれ違いも容易にできない路線が多数あることは認識をいたしております。

町道は地域住民の生活路線として常に利用されているものでありまして、安全確保について

は、最大限の注意を払う必要があると考えております。工事車両等の増加に伴い、支障を来している路線につきましては、待避所等の設置で対応するとともに、復旧工事等に関する工事関係者には、交通安全に対し一層の注意を図るよう指導してまいりたいと考えております。

また、主要路線の改良整備につきましては、平成25年度に作成いたしました整備計画に基づき、再三これまでもご質問いただいておりますが、菅原辰雄議員、山内昇一議員から言われております町道横断1号線については、社会資本整備総合交付金を活用して整備を進めていきたいと考えております。

そのほかにも、町道平磯線、町道蒲の沢2号線、町道戸倉線について、測量に着手したいと考えております。整備しなければならない路線はほかにもありますが、整備の条件が整った路線から順次対応してまいりたいと考えております。

次に、町道の維持管理についてお答えさせていただきますが、現在、町では事案に応じて、直営工事、委託工事、請負工事の3つの方法で管理を行っております。道路管理者に求められる役割の中で、通行の安全確保が最も重要であると認識しております。このため、道路の維持管理については、日ごろから利用者目線に対応するように指示しております。

しかしながら、町のみで全て対応することは困難でありますので、地域の皆様のご協力もいただければ大変ありがたいと考えております。今後も道路管理者として、適切な維持管理に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） ただいま町長より喜ばしい答弁をいただきました。

まずは横断1号線ですか、整備計画に入ると。先輩の議員さんたちは何回となくいろいろ要望したかと思えます。そういう中で、入谷地区にとっては本当に重要路線でございます。早目の着工、そして完了を目指していただきたいと思えます。

さて、そのほかの町道になりますが、まず震災のとき、私は入谷に属しておりました。津波を見て入谷に逃げて、そしてその晩からおにぎりの支援をさせていただきました。そのとき、やはり道路が沿岸部は全然だめでした。そういう中で、一時は公民館におにぎり等を持って行って、それぞれの地域に運搬したんですが、入谷地区から戸倉まで行く道路としますと、信倉線を通して、そして大船の梨の木線を通っていくというルートでございました。

その中で、信倉線が大分狭くて、それぞれ災害救援の方たちの車とか、大分苦勞していたんですが、そういう命のつなぎということで、おにぎり運搬については特段にご配慮いただいて、戸倉地区まで持っていった経緯がございます。

その中で、やはり梨の木線も大分大変でした。カーブが多くて、いろいろそういう箇所を町では既に確認はしているかと思います。その路線の今後の計画はどうか。そちらのほうもひとつ伺いたいと。まずもって、梨の木線についてお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今お話ありましたように、確かに入谷から戸倉に行くには信倉線を通して、梨の木線を通してということしか多分なかったと思います。そういった観点で、道路の線としてつながるといことについては大変重要だろうと思っております。

いずれ信倉線、梨の木線の今後の取り組みということについては、担当課で今整備計画もつくっておりますので、今後の取り組みのあり方、考え方ということについて、課長から答弁させたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、2路線の考え方についてご説明申し上げたいと思います。

議員さんおっしゃるように、旧市街地を避けて、398号と45号をつなぐ路線だというふうに、環状を形成する路線だと考えてございます。

信倉線につきましては、現在三陸道の工事の関係で一部拡幅をしているという状況でございますので、それから梨の木線については、現在まずもって林道であるということがございます。この部分も将来的に林道のまま置くのか、それとも町道に認定して、しかるべき整備を行うのか、そこはひとつ検討する必要があるかと思っております。

いずれにいたしましても、25年に作成した整備構想の中には2路線とも入っております、いずれ市街地を囲む環状線として整備したいと考えております。

ただ、時期的なことにつきましては、財源的なこともございますので、時期的にはまだ具体の決定はしていないという状況でございますので、今後いろいろな用地の問題、それから特に梨の木線の場合ですけれども、国道の高さ、集落の高さ、それぞれ決まっております。道路勾配も当然物理的に決まってしまうという条件の中で、果たしてこちらが考えているような改良ができるかどうか、これは少し時間をかけて検討しなければならないと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 確かに梨の木線、高低差があり過ぎて、計画は大変かと思います。ですが、そういうときに避難道路としても活躍しなければならない道路でございますので、ひとつ早目の計画等をお願いしたいと。

それと、信倉線についてなんですが、ただいま課長のお話ですと、三陸道路と拮抗しているという形でございますが、信倉の頂上から大船に越える道路ですか、ただいまここについては、工事車両の10トンダンプが毎日のように運行しております。

それで、その状況を見ますと、大型ダンプが1台通れば一般車両が通れなくなると。ですので、そういうところを無理やり大型ダンプ等が路肩に寄って民地の用地を侵しているような状態です。ですから、民地の方も農地等に入ってもらいたくないということで、路肩に石とか角とか置いているんですが、今後改良を考えるとすれば、現地の方たちのことをやはり考えていただきたいと。少しおくらせてしまうと、用地関係もなかなかご理解できないのではないかなと。

そういう状態ですので、ひとつ信倉線を早速確認していただいて、隣地の方たち、地権者の方に、それなりに説明をしていただきたいと。ダンプもとめるわけにはいかないと思います。復興のためやむを得ないと思いますので、そういう動きをしていただけるかどうか、その辺についてひとつ伺っておきます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ダンプが通行しているかどうか、私はちょっと確認ができていないので何ともお答えできないんですが、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、緊急的に必要なものについては、待避所等を設置して対応したいということでございます。

抜本的な改良となりますと、時間とお金がかかるわけございまして、すぐに投資効果をとることになれば、用地の協力をいただきながら、待避所の設置を検討していきたいと考えます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） それでは、とりあえずあしたにも恐らくダンプが通ると思います。その状況を見ていただきたいと。

実は、あそこの場所は、宅造といいますか、シルク開発が入って、土取り場になっております。当然土取り場ですので、復興のために盛り土をする関係上、そこからダンプが頻繁に走っております。

ですので、待避所、その他については早目に対応していただかないと、地権者は本当に鼻を曲げてしまいます。そういう形でございますので、ひとつ早目に確認していただきたいと思っております。

その次については、ひとつお願いしておきますので。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 何となく状況がわかりました。多分何らかの工事の土取り場に指定されているということだと理解いたしました。

ただ、そうした場合、町が負担をすべきかどうかという新たなこともございますので、土を利用している、多分あとは県しかないと思いますので、県に確認して、その辺の安全対策として一部負担いただけるかどうか、確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） よろしくおねがいします。

それでは、次なんですけど、今度は木もれ陽の道路ということで、農道、桜葉、弘川間の道路の関係でございますが、木もれ陽の道路、坂の貝までは改良していただきました。そして、弘川の出口については、大分日陰でカーブが狭いし、そういう状況の中でございました。

震災のときは、弘川を越えるのには、ちょうど3月でしたので、ご存じのとおり、そのときはみぞれが降ってアイスバーンになっておりました。自衛隊あるいは消防車両を通すために、私たちの地域の人たちが融雪剤等をまいて、緊急車両その他が通れるように対応したような形でございます。

ですので、それも重要路線と私は考えておりますので、そちらの弘川出口の方、県道への取りつけについて、今現在どのような考えを持っているか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 坂の貝線につきましては、志津川側の整備がほぼ終わったということで、あと残るのは、今おっしゃったように弘川の出口のほう、あそこが完成すれば、あの道路はほぼ立派な形の中で使えるということで、実は震災前にいろいろ検討した経緯がございます。法線を変えるのか、あるいは今の現行の道路の幅員をするのかということで、いろいろ検討して取りかかろうかというときの震災でございました。

したがいまして、現在残念ながら手をつけられないという状況でございますが、いずれすぐやるということにはなかなかまいらないと思いますが、町としての計画の中にはこの部分についても入ってございますので、そこはこれからも、すぐというわけにはまいりませんが、検討はさせていただきたいと思っている。

では、課長から。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今、町長が答弁したとおりでございまして、実は何点か課題がござ

いました。

一つは、現況の道路が人家に隣接した形で通過しているということで、ここをそのまま拡幅いたしますと、当然家屋の移転が伴うと。しからば、今、議員おっしゃるように、日陰をなくすような形で迂回したらどうなのかと、二通り考えさせていただきました。延長500メートルほどでございますけれども、人家を避けた場合、どうも5億円くらいかかるという状況でございますので、これはなるべくなら今の路線を生かすような形、それから家屋に負担がかからない状況でやれないかということで検討していた、まさにそのときに津波が来たという状況でございます。

多分、その課題については今も変わらないのであろうと思っております。伊里前から入ってくる、県道と県道が丁字路になっておりますけれども、そこを十字交差点するというのが人家を避ける一つのルートでございますが、余りにも事業規模が大きいということで、当然事業費もかかり過ぎるといふ一つの課題がございました。

それから、現道なりに持っていきますと、人家の最低2戸くらいの移転が伴うと、これはまた付近の方にはかなりの負担をかけるということで、これ以外のルートがあるかどうか、第3のルートがもし出てくれば、3つの中から選択していきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） そういう計画内容に入っているならわかるんですけども、とりあえず地域の方たちも、早目の開通といいますか、改良を望んでおりますので、ひとつその辺のことを早目の計画、測量、その他をやって、計画を組んでいただきたいと思います。

それから、改良については、横断1号線については整備計画に入るといふご答弁をいただきましたし、梨の木線については、勾配の関係上、今計画をやっていかなければならないと。信倉線は待避所その他を早急検討、協議してやっていただくと。木もれ陽の弘川の出口については再度計画を練るといふ形でよろしいですね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今おっしゃるとおりでございますが、繰り返しますが、坂の貝につきましてはすぐというわけにはなかなかまいらないということですので、その辺はひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） わかりました。

それでは、維持管理のほうについて伺っておきたいと思っております。

町道管理について、私の記憶ですと、他市につながっている町道は1路線しかないのかなど思っておりますが、それは間違いございませんか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 正確には、登米市には1路線、それから気仙沼市にも1路線でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） わかりました。

それでは、登米市につながっている1路線についてちょっと伺いたいと思います。

登米市では、維持管理についてはそれなりにやっております。そして、登米市から南三陸町に入ってくる方は、なんだこの道路はというようなことを言われております。

前にもいろいろお願いした経緯がございますが、自然ですのでそれは仕方ないんですけども、自然の中でそれなりに維持管理をしていただくと。今の時期ですと、草がぼうぼう生えてしまうと。あとは、きのうみたいに雨が降れば碎石が流れてしまうという形になっております。

それで、昨年いろいろお願いしたんですが、それもなかなか手につかなかったような形があったものですから、ことしはそういうことのないようこの場でお願いしておきますが、そのことについて、ひとつ答弁をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分ご質問の場所は弥惣峠だと思っておりますが、地域の皆さんからも弥惣峠の整備方について以前からお話をいただいておりますが、利用頻度の問題等を含めまして、なかなか厳しいなというお話をしておりましたが実は、地域の皆さん方が、ある意味自分たちでここをちょっとやってもいいぞというお話も以前にはいただいたこともあります。重機を持って行ってやればそんな難しいことではないという、しかしながらその重機を動かす財政的な支援、そういうものがあればやってもいいぞというお話をいただいておりますが、残念ながらその後立ち消えの状況に今なっておりますがいずれその辺、どうあればいいのかということについては、我々も頭の痛い問題だと思っております。いずれ地域の皆さん等にお力添えいただければ、ある意味大変助かるのかなという思いがあります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） そういう地域の力があれば、幾らか支援はいただけると構いませんか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いずれ地域の方々と協議をして、どれがどういう分担でやるのかということを含めて協議をさせていただいて、その中で我々としても考えていきたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 地域のほうも今から2回ぐらい路肩等の除草作業をやるんですけども、やはり峠までというとなかなか手が届かないという形なものですから、どうしてもそちらのほう投げやりになってしまうと。

ですので、幾らかでも支援をいただければやれる方もいるのではないかなと思えますので、その辺、考えていただきたいんですが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 多分どちらにしても、財政的な出動が必要だと思っています。

ここで今すぐこの案がいいというのは、なかなかお示しはできないんですけども、そこはいろんな制度がございますので、利用できるものがあれば、それをご提案していきながら、相談していただければと考えています。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） いい方向でお互い進められるように、ひとつお願いしたいと思います。

それから、引き続き維持管理についてなんですが、町道が被災して被害を受けていると。震災から4年もたっていますが、破損したガードレール、恐らく皆さんも目に入っているかと思えます。津波でぐにゃぐにゃになったガードレールがいまだそのような形になっております。それをどう考えているか。

また、一部については路肩が崩れて、ずっとカラーコーンが立ちっ放しだと。その辺の対応についても伺っておきたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議員おっしゃるとおりの箇所が見受けられることは承知してございます。

ただ、全て一度に使用できればよろしいんですけども、まずもって路面、舗装の復旧を一番に考えております。

その次に、今おっしゃるような安全施設だろうというふうに、そういう順序立てでやっておりますので、ただこれについても、一定の限られた財源の中での対応ということでございますので、それは順次復旧していきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 限られた財源と言うんですが、震災でそのような形になったものですから、復興費、その他は対応できないんですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 災害復旧で認められた部分につきましては、協議設計以外は全て終了しております。今、残っているのは全て単独費で対応する部分でございますので、通常の維持管理で復帰するということになります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 何とかその辺、目につくものですから、早目に対応していただけないかなと思っておりますが。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 全体にもどのくらい残っているか、まだ今ちょっと把握しておりませんが、いずれ全体像を捉えて、そこから計画的にやらざるを得ないと考えておりますので、その点だけのご理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） できるだけ早目に対応をお願いしたいと思います。

あと、先ほどもお話ししたんですが、今後私たちの地域に関しては、路肩の除草を2回ほどやっていくという形ですが、今度は路肩の草を刈ってしまうとき、道路の幅員が広がると、そしてガードレールもなく、今は草が育ってある程度防護がわりで、あまり肩に寄るなという形で通行しているんですが、今度草を刈れば、道路の境がわからなくなっている。そういう中で、3月の議会に予算をとっていただきました区画線の整備という形がありました。せっかく予算をとったので、早目の執行をしていただいて、道路をちゃんと標示できるように、区画線を早目に対応していただきたいと。

と言いますのは、畑総事業等で区画線を塗ったきり、40年近くそのままの状態なものですから、道路がどこからどこまでとか、そういう形が全然わからなくなってきていると。それと、優先路線が全然その辺わからなくて、大分地域に、他町あるいは他県の方が入ってきております。ことしの1月だったか、危なく事故が起きるような状況がありました。そういう形なものですから、やはり道路標示、区画線というんですけれども、あとは停止線、その辺、3月の議会で予算はとれたと思うので、早目に執行していただけないか、その辺、時期等を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 区画線につきましては、昨年度警察の交通課からもご要望がございました。全体、たしか26キロほど必要だということで要請を受けてございます。大体1,600万円ほどかかるだろうということで、昨年度一部、それから今年度一部を施工する予定でございます。

先週開かれました契約業者審査委員会に業者の選定をお願いしたところでございまして、間もなく入札の手続に入る予定でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） わかりました。早目の対応、大変ありがとうございます。

それから、先日役場の担当の方に現場を見てもらって、いろいろ現地を確認してもらったんですが、今、松枯れが大分進んでおります。道路に面した松も相当赤くなって、いつ倒れても不思議でないという状況にあります。先日の強風でも大分枝が折れて、強風の次の朝に確認してみたんですけれども、結構枝が落ちておりました。

そういう形なものですから、松というのは松枯れになるとぼくぼくと折れてしまいますので、普通の雑木と違いますので、いつ何どき、車が通ったときとか、人が通ったときに折れる可能性がございますので、恐らく課長までは耳に入っているかと思うんですが、その辺の対応について伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 3月の議会でも多分同じような質問が6番議員さんからたしか出たかと思えます。10番議員さんからもたしか出ました。

そのときお答えした答えと同じでして、町が管理すべき区域等をあらかじめ設定しております。道路区域ですね。その中にあるものについては、道路管理者側で伐採等をしていくわけですけれども、その外側にある部分については、基本的には個人の方の管理になるわけでございます。町とすれば個人の方に危ないので伐採していただきたいという要請はできるかと思えますが、それ以上、強制はできないという状況、道路管理者側とすればできない状況でございます。

なかなかその辺は取り扱いが難しいんですが、あとたしか6番議員さんのお話の中で、危険なところについては、所有者の承諾を得て、あらかじめ伐採することもできないのかというご質問があったかと思うんですが、基本的にはできるんですが、ただ木はまた成長しますので、いずれ何年かにまた伐採しなければならないということになりますと、どうしても個人

の権利が制限されるという状況になりますので、その辺はどうか、非常に難しい問題があるかと思えます。最終的には、いよいよとなれば町が伐採するということになるかと思うんですが、基本的には一応所有者の方にお願ひして、それから対応を見るということになるかと思えます。

ちょうどこの間の風の強い日、国道45号線でも、今、議員おっしゃるように、松の木が倒れてまいりました。たまたまでございますけれども、東北電力の電線があつて、それに引っかかつて、路面には本体は来なかつたのですが、枝葉が路面まで達していたという状況でございました。いずれ町道でもそういうことが考えられますので、そこは道路管理者だけではなくて、他の林業業者も含めて、対応が必要だと思えます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 所有者は恐らく手がかけられないので、そういう大木になつてしまつたのかなと思えます。ですので、町管理道路関係上、いろいろ地権者の方と早目に対応といたしますか、協議をして、よりよい形をとってもらいたいと思えますが、その辺はいかがですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ちょっと私も不慣れで、中途覚えなんです、たしか河川には河川保全区域というのが設定されています。当然、設定されますと、その中で建物とかが規制されるんですが、たしか道路でも同じような考えで、設定はできるんですけれども、いずれその土地利用がかなり制限されるということが考えられますので、そこはちょっと慎重にやりたいなと思つています。

ただ、いずれにしても所有者の方と協議をしながら、どういうやり方が一番いいのか、そこは協議の上で決定していきたいと思つています。

それで、ピンポイントでそこだけではなくて、いずれ300キロほどある町道全てに適用されますので、先ほどいろんなご要望をいただいておりますが、木の伐採だけで年間の予算が消化されるという事態も考えられますので、そこは慎重に、それから確実にやれるほうを、時間をかけても決めていきたいと思つています。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 私が言った場所は、ちゃんと知っている方はわかっていると思つてしますので、それについても一応予算がかかるのはわかっておりますが、それなりの検討を早目にお願ひしたいと、そういう形でお願ひしておきます。

それから、これは前にもいろいろ先輩議員さんの中でお願ひされている場所があります。

398から鏡石岩沢線、そこの取りつけの場所なんですけど、前には県管理だからなかなか改良が難しいという形を言われた記憶がございます。それで放っておいていいのか、町としてはもっと県に働きをしてもらえないのか、その辺のことはどういう動きになっているか、町長から伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それは、基本的にJAの倉庫があるものですから、あそこに大型ダンプが入っていくということで、その辺、地権者の方々のご協力をいただいて、道路の拡幅はいたしました。

しかしながら、今のお話の部分は橋をかけかえろということでございますので、基本的に国道の絡み等を含めて、なかなか難儀しているというのが実際問題です。課長からも今聞いたんですが、ちょっと難しいかなというお話でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 難しいのは当然なんですけれども、一応何回となく県にお話をしていたら、県もそれなりにある程度の方策といいますか、方向性が見えてくるとと思いますので、今後粘り強くひとつ要望をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 橋の部分については前の398号線の橋でございまして、ちょうど橋から下流が2級河川、上流が普通河川、町の河川でございまして、橋そのものは実は町の管理になっています。

ですから、かけかえとなると、町が事業主体となって事業をせざるを得ないと。それで一つ問題なのが、議員さんご存じだと思いますが、交差点の改良に該当するというところでございますので、現在あの箇所には、398号線には右折レーンがついていないと。しかもカーブの途中だということで、かなり見通しが悪いので、今のこの話を、公安協議、交通管理者と協議をした場合、右折レーンをつけなさいと、しかも町でという条件が目に見えているという状況でございまして、それを含めて町が全部負担できるのかというと、なかなか難しいだろうと考えています。

いずれいろんな交付金等もございますので、その中で今回のこの事例が採択されるというのであれば町の負担が少なくて済みますので、そこは逆に道路管理というよりも、交付金のほうのご相談はせざるを得ないと考えています。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、建設課長がお話ししましたがけれども、基本的にそういう問題を抱えているということがございましたので、それで橋のかけかえということではなくてあそこを大きく拡幅して、そういった形の中で、交通の支障にならないようにということで拡幅工事をした経緯がございますので、なかなかちょっと気難しいかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 気難しいのはちょっとわかりますけれども、今の交通量は相当なものでございます。朝、中央に来るのを見ますと、大げさに言いますと、トンネル近くまで渋滞になるときもあるということでございますので、町からと行った車が岩沢路線に入るのがちょっと大変な形になっておりますので、ひとつそちらのほうも早目早目の対応をして、安全策を練っていただきたいなと思います。

余談に入りますけれども、交通安全中、警察が今一斉取り締まりといたしますか、速度超過をやっております。そういう中で、道路が混みますとスピードを出さなくて済むんですけども、そのイライラ性が過ぎると、車がなくなるとスピードを飛ばして余計な測定に捕まるとか、そういうこともございますので、できるだけそういう危ない場所とか渋滞する場所を検討、協議しながら、今後進めていってもらえないかなと思います。

それでは、通告の2つ目に入らせていただきます。

近年、異常気象と言われており、梅雨時期の九州、熊本では先日豪雨により、34万人13万8,800世帯が避難勧告を出されたという状況がありました。

当町においても、梅雨時期を控え、豪雨あるいは台風により、河川の氾濫あるいは堤防の決壊が予想されると思います。

その中で、現在維持管理計画について、河川のことをお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、町管理の河川維持管理計画ということについてお答えさせていただきますが、近年は全国各地において、地球温暖化が原因と見られる豪雨の多発化や台風の大型化が指摘されているところでございます。

当町の地形は、隣接する気仙沼市、登米市、石巻市と稜線により区切られておりまして、当町に降った雨のみが森林の沢地、高地の支流、市街地の河川を通じて湾へと流れ込んでいる状況であります。

町管理の河川につきましては、随時パトロールを行い、異常の有無を確認するとともに、住民の方々からの情報をもとに修繕等を行っているところであります。

また、県管理の河川につきましては、異常等を確認した際は直ちに情報を提供するとともに、修繕等を依頼しているところであります。

また、河川の維持管理の一環として、震災前より地域住民の方々のご協力により、河川愛護会として、清掃活動や草刈り等を実施していただいております。河川愛護会につきましては、震災後一部の地区が休止状態ではありますが、他の地区については従前どおり積極的に活動していただいている状況になります。

町管理の河川施設については、護岸等の老朽化が進むとともに、河川内における土砂等の堆積物が課題となっております。護岸等の老朽化対策及び堆積土砂撤去につきましては、財源が町の単独費となっておりますが、緊急度を精査した上で、必要なものについては、次の議会において補正予算計上していきたいと考えております。

また、異常降雨による災害発生時には、災害復旧事業等を活用し、復旧に努めてまいりたいと考えております。豪雨による河川の氾濫等から生活基盤を守るためには、河川構造物等の健全性を確保する必要があるため、常日ごろから維持管理を徹底して、機能維持に努めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） ご答弁ありがとうございます。

確かに今から河川愛護会で河川の除草作業に入ります。やった場所もありますけれども、その中で草を刈ってみると、護岸の基礎が見えたり、あとは穴が開いていたりという状況が見受けられます。昨年もいろいろ言われて、もう少し待ってもらえないとか、そういうお話をしたんですが、川は平らでなく、Vの字川になってしまうものですから、一雨振るとそこばかりに流れて、あたりの土を寄せて流してしまうと。どンドンどンドンそれが進んでしまいます。

ですので、どこかでやはり土砂を抑える対応をしなければならいとか、中州ができた場合はそれを撤去するとか、そういう考えが今後計画されているかどうか、伺いたいと思いますが。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 現在、町が管理している河川の概要だけ申し上げたいと思います。

現在、町では55河川の約60キロが町の管理河川となっております。本来であれば、管理計画というものを作成して、例えば5年で1周するとか、そういう計画を立てるのが多分理想的な考え方だと思います。

ただ、先ほど町長も申したとおり、その管理費というのはどこからも来なくて、実は町の一

般財源を使わざるを得ないということがございますので、それは理想として、現在のところは事例が発生してから対応しているという状況でございます。

ただ、これにつきましても、県は週に一度河川パトロールをして状況把握に努めておりますが、なかなか2級河川のように広い道路が川と並行して走っている場所ばかりでないものですから、現実的には豪雨があったり台風があったり、そういう時期に随時被害調査を兼ねながら確認しているという状況でございます。その段階で、もしそういう事例が見つければ、一つの対応策としての土砂の撤去であったりなどということも対応等はさせていただいているところで、計画的な対応になっていないという状況でございます。

それと、護岸等につきましても、多分昭和40年代から50年代にかけてのものがかなりございまして、そろそろ更新の時期に入ってきているということが考えられます。それについても、老朽化が発見された時点で、その都度小まめに対応できればよろしいんですが、なかなか先ほど言ったとおり対応できていないという部分がございます。いずれ今後その部分が課題になってくるのだらうと思っています。

まずもって今町がやるべきことは、残念ながら震災によって河川台帳というものが流出しております。それで、正直申し上げまして、どこにどういう構造物があるかどうかというのが全く把握できていないと。今後のことを考えますと、いずれ台帳をしっかりと整備して、どこにどういう構造物があつて、それがあと何年ぐらいしたら補修が必要になるという計画を立てて、財政に余り影響しないような形での維持管理をしていく必要があると思っております。

ただ、それは今後そういう形で対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 今、課長の答弁でわかりました。

とりあえず、町長、余り大きい被害にならないうちに、課題が小さいうちに対応して、予算をとっていただければ幸いと思いますが。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいまのご質問、菅原辰雄議員からも再三ご質問いただいておりますので、今回予算をとるのが間に合わなかったんですが、次の補正で緊急に事業を起こさなければいけないところ、その辺を精査しまして、予算をとって対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） そういう形でお願ひしておきます。

あと、そのほかは、今、課長から河川法ということをおっしゃったんですが、河川法ということをおっしゃっていただけない場所も見受けられます。河川脇の立木、それも先ほどお話ししたとおり、河床が流されて立木が傾いて、大雨が降ればそれが引っかかって大氾濫になると。そういう場所等は把握しておりますか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議員さんがどこをおっしゃっているか、私はいまいち把握していません。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 恐らくそうだと思います。

ですので、前に先輩議員さんも言っていたんですが、河川はそのままにあるかと思いますが、今後その他町道がいろいろふえたり、その辺、なってくるかと思いますが。ですので、維持管理課とか部署関係、前にはちょっと難しいということをおっしゃったんですけれども、その課で対応できると聞いておりましたが、そういう対応もなされていないようなので、再度課内でいろいろ検討して、そういう管理を扱っていただきたいなと私は思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 具体的に申して、河川を管理する担当、係というのは明確にされておられません。どちらかという道路をメインに今配置されておりますので、そこはご理解いただきたいと思っています。

それと、先ほど町長が申したとおり、現在でもいろいろなご要望をいただいております。その中で、今ある予算の中で対応しきれない部分も当然ございますので、それについては後で取りまとめをして、次の議会に必要な予算措置をしたいと思っております。ご理解をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 河川の管理はないと、道路管理だけしているという形ですが、どこを見ても大体道路と河川が並行して走っている面が多い形ですので、道路を管理しながら、河川の立木とか、維持管理等も今後やっていただけるようひとつお願いしておきます。いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 日々の仕事の中でそういうことに行けば、当然目につくわけですから、そこは多分気がつく点もあるかと思えます。

ただ、ちょっと言い方が悪かったんですが、専門に河川をやっている者がいないということでございまして、河川をやるポジションがないということではございません。一つの土木係の中で総括してやっているということで、ただ主観が置かれるのが、どうしても道路のほうに目が行かざるを得ないという状況でございますので、その点をご理解お願いしたいと思っています。

それで、現在いろんな支援をいただきながら、建設課の業務をやらせていただいておりますが、なかなかその地理等になれない部分もございまして、そこは我々もしっかりその辺は取り組みたいと思いますが、地域の皆様についても、もし通りがかりましたらお声がけ等もお願いしていただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 最後になりますが、今、新井田川、八幡川、水尻、水戸部川、2級河川については、震災復興のために改良されておりますが、八幡川の上流のほう、県管理なんですけれども、八幡川と桜葉川が合流している場所の堰等も大分壊れております。その管理は県なのかちょっとわかりませんが、その辺の要望と、あともっとずっと上がって行って、入谷地区の信号が唯一ある場所の近くの橋、先日草刈りをしたら、橋台の部分があらわれておるとい情報もありましたので、河川管理は県でございまして、県にいろいろ申し出あるいは現地確認をして、その改良等、対応をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 八幡川、2カ所ほどございました。八幡川のまづもって堰でございましてけれども、基本的には河川管理者のものではなくて、水利、利用者の管理に入りますので、そこが町なのか、地元の水利組合なのか、ちょっと私も把握はしていませんが、いずれにしるまづもって地元の対応が第一だと考えます。

それから、橋については先ほどと同じところだと思いますので、そこは現場を確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 以上で、佐藤正明君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開は2時25分といたします。

午後2時10分 休憩

午後2時25分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番高橋兼次君が退席しています。

通告3番、今野雄紀君。質問件名、1、志津川地区1中3小構想実現後の今後の課題について。2、人口減及び定住化対策について。3、医療行政について。以上3件について、一問一答方式による今野雄紀君の登壇、発言を許します。今野雄紀君。

〔6番 今野雄紀君 登壇〕

○6番（今野雄紀君） けさも混戦のグループ、フランス、オランダ戦をやっていました。なでしこリーグたけなわ、予選リーグ首位通過を決め、今晚から男子も2次予選が始まります。いささかの準備不足が否めない中での一般質問、議長の許可を得ましたので、通告3件、壇上より1件目、質問事項、志津川地区1中3小構想実現後の今後の課題について。質問の相手、教育長。質問の要旨といたしましては、1番、志津川中学校の校歌・校章などの見直しについて。2番、中高一貫校の今後の取り組みについて。

以上、登壇より伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 今野議員のご質問の1点目、志津川中学校の校歌・校章等の見直しについてお答えいたします。志津川中学校と戸倉中学校が統合し、新生志津川中学校として開校してから、早いもので1年以上が経過しております。

現在までのところ、統合に際しまして、心配されておりましたさまざまな混乱等も生じておりませんので、両校生徒の保護者並びに地域の皆様のご尽力により安定した学校経営が行われていることに対し、この場をお借りしまして、改めて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、議員ご承知の通り、両校の統合に伴う校歌・校章等の各種条件整備につきましては、両校のPTA役員、校長、教頭、教員並びに、志津川、戸倉、入谷小学校のPTA代表等の49人で構成された新生志津川中学校開校準備委員会で検討されてまいりました。保護者説明会を含めると、計10回にわたり、全体会と専門部会で議論を重ね、その結果を踏まえまして、最終的に平成25年10月の定例教育委員会で機関決定させていただいたところでございます。

主な決定内容として、校歌につきましては志津川中学校の校歌を使用する、校章につきましては志津川中学校校章の形を変えずに意味等を追加するとしております。

一般論として校歌とは、建学の精神、理想をうたい、校風を発揚し、学校の一員である自覚

を高めるなど、学ぶ児童生徒や卒業生並びに周辺地域との連帯感を高揚するものであり、校章とは、学校を象徴する商標として、所属をあらわし他校との識別を図るもので、周囲の環境や気候、風土を校名の文字として図案化したものが多く、両校の統合を契機としまして、3本のペンが、旧志津川町の志津川地区、入谷地区、戸倉地区をあらわし、この3本のペンが1つになって新生志津川中学校になっていることを示しているとの意味が新たに込められております。

教育委員会としましては、決定に至ったこれらの経緯を尊重し、校歌・校章等を見直す考えはなく、戸倉地域の伝統文化が反映された戸倉中学校の特色を引き継ぎ、新生志津川中学校の学校経営に当たることで、今後もさらなる一体感の醸成に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

続きまして、ご質問の2点目、中高一貫校の今後の取り組みについてお答えいたします。

初めに、南三陸町地域連携型中高一貫教育の現状につきまして申し上げます。

既にご承知のとおり、地域連携型中高一貫教育は、平成14年度の施行を経て、平成15年度から本格的に実施しているわけでございます。中高一貫教育を実施することによりまして、6年間を見通した、計画的、継続的な教育活動が可能になり、生徒一人一人が確かな学力を身につけ、個性を伸ばし豊かな社会性を培うことにつながるなどの効果があると期待しております。

また、本地区の中高一貫教育でございますが、基礎学力の向上、一人一人の個性の伸張、異年齢集団の中での社会性の育成の3つの柱を立て、数学科、英語科における中高相互乗り入れ事業や、将来の進路実現のための夢・実現ファイル、豊かな人間関係の中で社会性を育む部活動の連携など、特色ある教育活動を推進しております。

このような充実した教育活動を組織的、継続的に推進してきた結果、平成26年度に志津川高校を卒業した生徒が進路達成率100%を実現するなど、着実に成果を上げているところであります。

今後の取り組みにつきましては、本地区の中高一貫教育の3つの柱における活動をさらに充実したものにしていくとともに、地域に根差した特色ある教育活動を推進していくことにより、本地区の中高一貫教育が南三陸町の復興を推進する原動力となり、今後地域づくりに貢献する人材の育成につながることを期待しております。以上です。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、教育長の答弁をいただきましたけれども、まず第1点目に確認とい

うか、お伺いしたいことは、志津川地区における1中3小の構想はいつごろ掲げられてきたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 最初にお断り申し上げますけれども、1中3小の構想につきましては、その記録を探したんですけれども、ご承知のように震災によって教育委員会の全てが流されておりますので、その記録は教育委員会に残っておりません。したがって、こちらで当時のことを知っている方々からいろいろと聞き取りをさせていただいて、そして私のほうで聞き取りしたものをまとめております。

平成6年に教育委員会から町立学校の通学区域の再編方針ということについて、町内の学校のPTAの代表と15人の委員の方に学校振興審議会というものをつくっていただいて、審問しております。そして、平成8年、同審議会から答申を受けまして、教育委員会の意見を添えて、町長及び議会に報告しております。その中で、3つの小学校区、中学校については生徒数の推移を見ながら、遠い将来には1校が望ましいということで、この1中3小構想が始まっております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の教育長の答弁で、平成6年あたりからの構想だったということで確認させていただきました。

平成6年から今までといたしますと、今27年なので、約20年間にわたる構想の後に実現したわけなんですけれども、その間、私が簡単に思うには、当然3つの中学校が1つになるので、必然的というのも私の独断なんですけれども、校歌は必然的に変わるものではないかという思いがあったものですから、今回このような、先ほど教育長答弁にあった、準備委員会49名ですか、それで10回の専門部会があって、校歌に関する取り決めのときに、どのような形というか、変えたほうが良いという意見の方たちはなかったのかどうか、確認させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 校歌だけではありませんし、新生志津川中学校の開校準備委員会というものを設置しました。その中で、新しい中学校になるに当たって、いろいろと検討しなければならないことはたくさんございます。それは、校歌・校章だけでなく、制服だとか運動着だとか通学かばんだとか、いろんなものがあります。それで、校歌・校章、これらのことについて、教育委員会では、変えてくださいとかそのまま使いなさいということではなくて、

これを検討してくださいということで提案させていただきました。そして、専門部会、総務部会、それから生徒指導部会、幾つかの専門部会に分かれまして、そして校歌・校章については専門部会のほうで検討させていただいて、その結果、いろんなご意見がなされたわけです。このままでいいということとか、あとは変えてほしいとか、わからないとかということ。それから、これは専門部会でアンケートなどもとったようです。アンケートの結果、やはりいろんな意見が出されました。ただ、アンケートの結果だけではなくて、これをもとに専門部会でいろいろと話し合っていたということで、話し合いをしていただいたんですけども、結局は専門部会ではまとまらなかった。非常に重い決断だと、この校歌・校章は。それで、何回かの専門部会の後に、今度は全体会でこれを検討してほしいということで、平成25年7月24日、第4回の開校準備委員会全体会の場において、先ほど申し上げたように、校歌は志津川中学校の校歌、それから校章は形を変えないで中身を変えるという結論に至ったわけでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 教育長の今の答弁によって、その経緯というか、流れはわかりました。

教育委員会の主導で変える変えないということはないで、検討してもらったということでのあれなんですけれども、専門部会でまとまらなかった、そして重い決断の末、全体会で決めたということなんですけれども、それだけ重要だったということは、校歌の重みですか、先ほど教育長の答弁にあった、建学、校風、それを新たに3中が1つになってするものですから、これは国のあれに例えると、憲法に近いような形ではないかという思いもしていたものですから、私は個人的に何回も言いますけれども、何らかの形で変えて、後世に続けていく必要があったのではないかと私は思うんですけれども、今回の決定に関しては、長い歴史の中で現時点でのPTAとか準備委員会の方たち49名というんですけれども、その中で、長い歴史の中での決定ができたのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 専門部会につきましては、私は全ての専門部会に参加しておりませんので、具体的なことについてはちょっとわかりかねるのでございますけれども、この校歌を志津川中学校の校歌にするということが決まった経緯については、やはりいろんな意見があつてなかなかまとまらなくて、本部役員というか、PTAの役員の方たちが、公式、非公式にかかわらず何度か集まって、そしていろいろ決めていった。

それで、実は校歌・校章というだけではなくて、先ほど申し上げましたように、制服も含め

てあらゆるものを検討しなければならないということで、いろいろとバランスがそこに生まれるわけでございます。したがって、校歌だけをなぜなのかとか、校章だけをなぜなのかとか、それから制服はどうなのかという。制服でも結局は現行のままでもいいというふうな話などもあるわけです。全体のバランスの中で、委員の方々が苦渋というかいろいろと考えてお決めになったということですので、時間をかけてじっくりと何年もかけて検討すべき内容であるかどうか私はよくわかりませんが、ただ限られた時間の中でこのような決断をなされたのではないかと、それを尊重したいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 教育長、現時点でのそういった判断は、私は正しかったと思うんですけども、私が再三言うのは、この20年間という時間の中で、教育委員会は、学校の校章とか校歌、制服はすぐに変えられるあれなんですけれども、一番肝心な部分をどのような認識で、この20年間を過ごしてきたのかということ伺いたしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） ご質問の内容をちょっと私はよく理解できないところがあるんですけども、20年間どのような気持ちでという、もっと具体的にご注文していただければ。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 済みません、質問の仕方があれで。

実は、2009年4月に入谷中学校が統合しました。私はそのときまたまたしか議会にいた記憶があるんですけども、そのときも校歌等の見直しのことは思っていました。ところが、その時点では2中3小の状況だったので、戸倉のほうは校舎を新しく建てましたので、1中3小の実現はまだまだ先ではないかという思いがあったものですから、今回こういった震災の影響があるんでしょうけれども、それによって早目というか、統合になったわけですけども、そのところで長い間かけて構想しているんだから、当然1中3小になれば、制服等はあれなんですけれども、一番肝心の校歌・校章等は見直されるのではないかという思いが強かったわけなんですけれども、ところが現時点ではそのままになったということで今回質問させていただいたんですが、これがこのままでいいんでしょうけれども、今後のことを考えると、ここからは自分の思いというか、語らせていただきたいんですけども、せっかく3つの中学校が一緒になったので、校歌を変えるということで、よくよその自治体では、有名な音楽家とかに依頼したりして試みることもあるようですけれども、単純に校歌の歌詞というか文句を、1番2番3番とあるので、単純な思いで、一番は戸倉地区の、例えば以前の校

歌にあったような翁倉とか、椿島、そういった言葉を使って、2番は入谷地区のことを歌うというか、ようやく入谷の校歌が手に入ったんですけども、例えば惣内とか、八幡山の八幡とかという文言が使われていましたけれども、志津川は志津川で、旭ヶ浦とか、荒島でもいいんですけども、そういった言葉を使った校歌を、新生の志津川中学校の校歌にすればよかったのではないかという思いが強いものですから、今回このような質問をさせていただきました。

こういった校歌の見直しに関しては、教育長、どのように受けとめるか、率直な意見を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 今野議員さんの歌詞、それぞれの地区の名所だとか山だとかを入れてつくったらどうかという話をいただきました。なるほどなという思いはします。

ただ、教育行政は、やはり安定性と継続性というものが重んじられます。したがって、統合機会に校歌・校章等を決めた。したがって、そうだからまた変えるというふうな考え方はどうかという思いはあります。

今後この校歌のことについては、地域とか保護者とか学校だとか、そういう大きな環境が変わったときに、またこういう問題が論じられたときには、それはそれで検討せざるを得ないのかという感じを持っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 教育長、それはわかりました。

それで、今後これ以上の、1中3小以上の教育環境というのは変わらないのではないかと思います。

そこで、もし前向きに検討する気持ちがあるのであれば、志津川中学校は1947年4月22日開校です。そして、校歌の披露式が1952年2月12日、ちょうどあと2年ぐらいで開校70周年を迎えます。こういった70周年等の記念に向けて、今後校歌を見直して、70周年からその次の100周年に向かって、継続的な学校教育をしていってもいいのではないかと思うんですけども、見直すタイミング等については、教育長、こういった70周年に関してはいかがお思いか、もう一度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） あと2年後に志津川中学校が創立70周年ということは、私も勉強不足で今知りました。ありがとうございます。

校歌、校章、制服を論じる前に、一番重要なのは、子供たちが安心して、落ち着いて学校生活、教育活動を営むことが重要だと思っております。したがって、今この段階で、学校統合して間もなく、2年後70周年だからといって、またそのタイミングで校歌を変えるとかというようなことで、果たして子供たちだとか周りの人たちがどのような反応を持つのかということ、その辺がちょっと気になるところでございます。

したがって、私の考えとすれば、やはり校歌については現在の校歌を使用したいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） では、わかりました。現在の校歌を使うということで。

それで、ここからはちょっと大きい質問というか、今の教育長の答弁を聞いて、やはりいい意味での何らかの行政主導が必要だったのではないかと思います。

そこで、教育委員会からもっと強い意志を持って、校歌を変えるという提案を出してもよかったのではないかという思いがあるんですけども、その点に関してはどのような形で考えていたのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 教育委員の中には、そのような強い意見を持った方は誰もおりませんでした。一応決まった校歌については、準備委員会の方々のご意見を尊重したということがあります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） しつこいようなんですけれども、校歌に関しては最後なんですけれども、実は私の脇にいる同僚の方たちも、議長初めほとんどPTAの会長経験者ですので、議場でも何らかの形で統合のときにあるのではないかと考えていたんですけれども、そこは残念な思いとして、今、教育長に行政主導としての校歌を変えるということをお聞きしましたけれども、今度は本当にこれから100周年を考えた場合に、やはり何らかの形で政治主導の部分も必要だと思うんですけれども、その件に関して、町長は校歌を変えるという政治的主導というか、それを発揮できるのかどうか伺って、今回に関しては質問とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 確認します。町長に通告していましたか。そのまま答えて。

○6番（今野雄紀君） 一応確認なんですけれども。

○議長（星 喜美男君） 1件目は教育長だけにしか通告していませんよね。そうですね。

（「はい」の声あり）では、町長に通告していませんので。今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） では、中高一貫について質問させていただきます。

先ほど教育長より答弁ありましたけれども、平成15年からスタートして、県では平成9年にゆとりと個に応じた教育推進のため検討委員会を設置ということで、ゆとり教育の産物のような形で中高一貫の質問ですけれども、先ほど教育長の答弁にあったように、教育目標としては、中学、高校6年間での計画的、継続的な教育、そしてあと3つのことを養い、広い視野で21世紀を主体的に生きる人間の形成を目指すとあります。そして、教育の柱は、答弁あったとおり、基礎学力の向上、一人一人の個性を伸張、異年齢集団の中での社会性の育成ということにありますけれども、実は1中3小の構想が実現しまして、中学が志津川と歌津だけになってしまいましたので、2つになっての連携型の中高一貫の今後の取り組みというのは十分なのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 中高一貫教育について、議員さんのお話の中にあつたように、これは国の中教審の答申が平成9年に出されました。21世紀を展望した我が国の教育のあり方ということでこの答申が出されて、この中身は入学者選抜の影響を受けないで、ゆとりある安定した学校生活を送る。それから、6年間の継続的な教育指導が可能であると。それから、特色ある教育活動。例えば、伝統文化の継承だとか、こういうようなことから、中高一貫教育というものが生まれてきたわけです。

それで、今ご質問のありました、志津川中学校と歌津中学校、そして志津川高校、この3校による連携型の中高一貫教育はどうかという話ですけれども、これは順調にやっております。答弁で申し上げましたように、乗り入れ授業をやっております。高校の先生が中学校に来て、中学校の先生が高校に行つてと。今まで3校でしたけれども、今度は2校ですので、2校を割り振りして、この授業をやっております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりました。

そこで、連携型というのは余り県内でもここだけなので、ほとんど併設型なんですけれども、この中高連携一貫のときに、その時期に小中一貫の導入のほうがいいのではないかという経緯も告げたくなんですけれども、それはかないませんでした。

ところで、併設型ではなく連携型で、本当にうまく行くのかという不安があるんですけれども、CRTテスト等では、中3の国語、数学、英語等が落ちているという情報というか、ネットでも見たんです。ホームページで見たんですけれども、その件に関してはどのような形

なのか、教育の成果を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 議員さんお調べになったとおりでございます。

当町の子供たちのC R Tの結果、特に数学は全国に比べて低いかなと思っております。これについては、教育委員会としても非常に力を入れなければならないということで、高校とともにこれについて取り組みをしています。高校では、高校に入った子供たちを対象にしまして、数学に関しては能力別に分けて指導したりしております。それから、中学校においても、答弁の中で申し上げましたように、夢・実現シートなどをつくりまして、将来自分は何になりたいのかということ子供たちに意識させて、そのためには中学校の1年生の段階でどのようなことをしたらいいのかということなども子供たちに考えさせております。

それから、先ほど小中の話が出ましたけれども、実はことし志津川高校の校長先生がおかわりになりまして、地元出身の志津川高校出身の校長先生だということで、この間校長先生とお話しして、教育長さん、中高一貫だけでなく、南三陸町内の小中高の一環の教育もいいのではないですかという話をいただきました。私は非常にそのとおりだと思っております。これが一体型の学校を全部1つに集めるという形ではなくてもこの連携は可能ですので、これも今後検討していく問題なのかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、教育長より小中高の一体型のお話も出ましたけれども、最後の質問なんですけれども、高校の統廃合が結構県内で進んでいまして、志津川の状況はどうなのかちょっとわからないんですけれども、今後中高一貫を進めていく上で、いよいよとれるのか、いい意味で歯どめになりうるのかということ質問して、校歌及び中高一貫に関する質問を終えさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） この南三陸町の町から唯一の高校である志津川高校がなくなるということはあってはならないと思いますので、県の高校教育課でも何度か町に来まして、町長並びに私などにもいろんな話が、統合の話ではないですけれども、将来構想について話がありましたけれども、そのとき必ず、この町には高校が必要であるということは述べておりますので、恐らく町から高校はなくならないだろうと私は確信しているところでございますけれども、まだその辺のことについては、具体的にわからないところが現状です。

なお、中高一貫については県内でも珍しい形ですので、これはやっぱり特色ある活動として

評価していただけるのではないかと考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） では、続いて2問目の質問に移らせていただきます。

人口減及び定住化対策についてということで、1つ目は空き家問題に対する取り組み等について。もう1つは、町の婚活行事への支援等に対する取り組みについて。以上2点の要旨で伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、人口減少への対応はということと、地方創生をキーワードに、国としての取り組みにまさに推進しているところでありますので、ご質問の内容については、当町にとってまさに喫緊の課題だと認識いたしております。

我が国が人口減少に至った要因は、大きくは出生率の低下にあります。これは、社会構造の変化、あるいは子育てへの不安など、さまざまな社会的要因が積み重なった結果、少子化となってあらわれたもので、これは自然減と呼ばれております。

また一方で、地方からの人口流出と首都圏への一極集中の流れはとまっておらず、当町においても、高校卒業と同時に町を出る若者に代表される社会減が震災前からの課題でありました。これに追い打ちをかけて、東日本大震災が発生し、その犠牲になられた方々、あるいは震災の影響でやむなく町を去らざるを得なくなった方々もあり、結果として当町の人口減少が一気に進んでしまった感が否めません。

町として、人口の長期的な変動を展望し、持続可能な地域社会の実現に向けて、どういった手を打っていくかが問われております。これはまさに、昨年末に国が打ち出した、地方人口ビジョンと地方版総合戦略の策定ということにほかならず、当町としても地方創生官民連携推進室を設置して、町を挙げた取り組みを模索しているところであります。

その手始めとして、5月1日付で行政としての地方創生推進本部を立ち上げ、また7月には町民や有識者を含めた推進会議を開催すべく、準備を進めております。南三陸町の長期人口ビジョンを町民の皆様と共有し、官民の力を合わせて、人口減少社会に立ち向かう総合戦略を、本年12月をめどに策定する予定であります。

議員ご質問の空き家対策についても、一定の必要性は認識しております。総合戦略の主眼の一つになるであろう移住・定住化対策の枠組みの中で、効果の見込める具体的な取り組みを検討していきたいと考えております。

また、2点目のご質問の町の婚活行事への支援等についてということでございますが、本年

3月の定例会で及川幸子議員のご質問にお答えしたとおり、民間事業者の行う婚活イベント等への支援につきましても、戦略立案の中で施策の有効性や優先度を整理し、必要な支援策を検討したいと思います。

人口減少問題への根本的な対処は、町内への若年層の定着と出生率の向上をいかにしてなし遂げるかにかかっております。若者が住みたいと感じ、安心して子育てができるような、豊かで魅力あるまちづくりを進めていかなければならないと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、町長より答弁をいただきましたけれども、具体的に空き家の調査、これから会議等をあれして、その後なのかどうか分からないですけれども、空き家の調査等は、今はしているのか、これから今後していく予定があるのかどうか伺いたと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この調査等も含めまして、計画を立てなければごさいませんので、今後空き家の調査をしていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 現在は調査していないということでわかりました。

実は空き家というと、都会のほうではある程度老朽化とかいろんな邪魔者なイメージにとられるんですけども、当町においては空き家というのは十分再利用できるような家というか、それをより有効に活用していく上では当然調査が必要なんでしょうけれども、その調査も例えばどこかの課ができたからといってするのではなく、今のうちから各課にわたってできることはあると思います。

例えば、税務課等でも税金の関係での調査というか、あと建設課でも建物の保全状態等の調査はできると思うんですけども、新たな課みたいなものはできるのかどうか、今のところまだ構想段階なんでしょうけれども、伺いたしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今野雄紀議員のお話のとおりだと思います。町職員がそれぞれの地域にいますので、できれば町職員の皆さん方がある意味その地域に詳しいわけですので、多分地域の行政区長さんとかいろいろいらっしゃいますので、そういった方々と連携をとりながらやるというのは、地域事情を詳しく知っていますので、それでやれるのではないのかなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、町長の答弁で、地域に住んでいる職員の方ということですが、きのうも言われたんですが、庁舎内で仕事をしている人たちが応援職員のせいでもいっぱいなんだろうけれども、とにかく数が多いので、こういったところで現地に出て直接調査するという方法もとれるのではないかなと思うんですけれども、そういった形ではどのように町長が考えているのか伺いたいです。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどお話ししましたように、具体的に空き家の調査についてはこれから展開するというのでございますので、今、具体的にどうするんだということは今後検討したいということで答弁をさせていただいておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 結構この町に移住したいという方がいるみたいなんですけれども、そういった方たちへの情報提供する場というか、今、検討段階であれなんだろうけれども、例えば今後南三陸町内において、不動産屋さんの的な機能を持ち合わせた店というか、何かあるのかどうか、当局でつかんでいたら伺いたいです。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 直接やっているその業の方はいらっしゃらないのかなと思いますが。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 震災前に私が知っている限りで2件ほど不動産業を営んでいる方がいらっしゃいました。その方が全て営業しているかどうかは把握しておりませんが、そういう資格がある方は町内にはおります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） そういった資格の方があってしょうけれども、何らかの形で家等を探している人たちが公的な機関への問い合わせという場合、こういったところに問い合わせればいいのか伺いたいです。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 現在、当町の中では公的機関として空き家あるいは定住できる物件等についての窓口というものは、私の知っている限りではないと思っております。

ただ、今、地方創生絡みで、国で空き家の情報といったものをインターネットに登録して、自治体をクリックするとその情報が見られるというシステムが構築されたということで、

この間なんですけれども、うちも今年度ようやくそれに加入いたしました。今後、空き家の調査をしていって、該当になるような物件があれば、そういったものにどんどんアップをしていって、移住を考えている方のご参考にしていただこうという準備はしてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） そのシステム等がいつごろになるのかどうかかわからないんですけれども、実は空き家もそうなんです、もしそういった際には、変な状況というか、高齢の方のひとり暮らしをしている方たちの家等も一応何らかの形で確認しておく必要があるのではないかとと思うんですが、そのところはどのように考えられるか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 再三町長がお答えしておりますが、調査の仕方そのものについてはこれから考えていくということなんですけれども、議員おっしゃるように、まるっきり人がまず住んでいないのかどうか、独居老人がいるかもしれないとか、それから建物の傷み具合、そういったものが物件によって違いますので、そのリフォーム代がどれぐらいかかるのかとか、そういうさまざまな角度から調査しなければいけないということで、単なる町内に今あいている家が幾つあるのかという、数を数えるということだけではなくて、そのほかに我が家では貸してもいいですよというような考え方を持っておられる所有者なのかとか、さまざまな角度から調べていくということになるかと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） この問題については、町長一番最初に答弁あったように、今11月をめどに検討中だということですので、私がこれ以上質問をいろいろしてもらちが明かないようなので、とにかくこの町では住める状況の空き家は財産と同じだと思うので、今後これを有効に活用するよう、推進会議等で十分検討していってほしいと思います。

続いて、人口減の感じで婚活についても質問しましたけれども、以前はいろんな補助金できっかけパーティーとかがあったんですが、このごろの取り組み状況はどのようになっているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災前、婚活のイベント等をやっている団体の方々がいらっしゃいましたが、震災後にはそういったおらほの元気なまちづくり実践事業等を含めて、婚活関連のイベントの申請というのはないと聞いております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） そういった補助事業等でもないようなので、いっそのこと町でも主催になってやる必要があるのではないかと思うんですが、そのところ町長はいかが考えて…

…。

以前ですと、結構都市部の女性の方と当町の男性のような方のマッチングだったんですけども、近隣の市町による婚活のイベントの開催の必要性はあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、総務課長から資料を見せられましたら、1回やっているそうでございます。民間の方がでそういった取り組みをやっているということですので、我々としても前からお話しているように、行政でやれる仕事、やる仕事。それから民間の方々をお願いしてやっていただく仕事、このようなすみ分けはしっかりしておきたいなと思います。ですから、とりわけ婚活の問題については、これまでも民間の方々にいろいろご協力いただいてまいりましたので、今後ともそういった民間の方々のご支援をしていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、町長の答弁で、民間とのすみ分け、あと民間等を支援していきたいということがありましたけれども、婚活に関してなんですが、私が今回なぜこのようなことを質問したか、ここで恥ずかしながらカミングアウトするわけではないではないんですけども、これまで婚活パーティーなんてとたかをくくっていました。そこで、私も今回の質問をするためにではないんですけども、いろんな諸事情で、実はつい先日婚活なるものに5,000円払って参加させていただきました。そうしたら、それまでのイメージとは全然違って、専門家のコーディネーターというか、司会進行の方、まさにプロの仕事でした。それで、そういったイベントに町も助成というか、5,000円ぐらいの負担をしてあげて、参加させてあげたいというのも変な言い方なんですけれども、するのもいいのではないかと思います。そこで、せっかくのカミングアウトですけども、結果的には受付のときに口をきいた志津川の復興関連に関する仕事をしている男性とかかわってしまい、最後まで肝心の女性とは残念ながらカップリングできませんでした。でも、その5,000円は全然損をしたとは思わないで、お得意だけでいっぱいでした。

そういった思い、実体験をもとにこのような質問をさせていただくんですけども、当町において、そういった近隣の方たちとの婚活はより有効ではないかと思うんですけども、町長の今の私の話を聞いた上での意見というか、気持ちを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） どうりでさっきから随分うれしそうな顔をしていたと思いました。その幸せそうな表情を見ますと、この婚活パーティーというのもまんざら捨てたものではないのかなと感じながら今聞かせていただいております。候補者の方々がいらっしゃいますので、まずその辺でいろいろお話をさせていただいて、この問題についても取り組んでいければと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 別にうれしい顔をしたわけではないんですけれども、若い20代、30代の女性と握手をいっぱいしてきました。

そこで、これ以上こういった話を続けていくと、議長から一般質問の中止を申しつけられそうな雰囲気になってまいりましたので、最後に婚活に関しては、実はこれまたラジオ絡みなんですけれども、瀬戸内寂聴さんの言葉がありまして、結婚とか恋愛に関して大切なことは、想像力を養うことだということでした。それは、本を読んだり映画を見たりすることの大切さを説いていました。

そこで、生涯学習としての文化的な行事の取り組み、成人男性、成人女性の想像力をより養えるような取り組みを今後考えられないかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 想像力を膨らませるといのは個々の取り組みといいますか、個々の考え方もいろいろあるかと思いますが、多分ご承知だと思いますが、町内にボランティアの方々が震災後たくさんお入りになりまして、出会いの機会がたくさんありました。そういった中で結婚に至ったケースも随分ございまして、町内にお住まいになっている方々もいらっしゃいますので、そういう出会いを大事にするような場、これはやはり我々としてもしっかりとその辺の提供をするということが大事だと認識しております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の町長の答弁でわかりました。

ところで、私のいつものここからはより一般質問の独壇場ではないんですけれども、先ほどは婚活の話でしたけれども、生涯学習としての文化的な行事等の取り組みとしてよく映画会が、このごろは震災の関係でベイサイド等ではないんですけれども、移動の映画会というんですか、例えば町でバスなり何なりを用意して、仙台なり石巻なりに行って映画の鑑賞をするという、そういう文化的な行事というか、町としては取り組めないのかどうか、具体的に取り組みになってしまいますけれども、例えばの話なんですけれども、こういった取り組みが

できる状況にあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） できるかどうかはともかくとして、映画とかというのは非常に個人の趣味というか、そういうのが非常にウエートとして大きく占めると思います。

したがいまして、どういう映画が好きなのかということできまざまある中で、バスを仕立てて、こちらから例えば石巻まで行くとかということについては、現実として今突然にお話をいただいてすぐ答えると言われてもなかなかこれは難しい問題だと私は思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 当然町長も突然なのであれなんでしょうけれども、私が思うに、定期的なそういった行事をすることによって、先ほど寂聴さんの話ではないですけども、婚活がメインではなくとも、そういった生涯学習としての取り組みの中からカップリング等が出る可能性もあるのではないかという思いからのそういった行事なんですけれども、その点に関して、もう一度だけ町長の今思った思い等を聞かせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど申しましたように、今ここで突然にそういうお話をいただいて、ではさてどのような段取りでどのようにするのかということについて、ここですぐ決断といえますか、考え方を申し述べるというのはなかなか難しいと思いますので、ここはご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりました。

突然の具体のあれでは無理でしょうけれども、ただそういった芸術文化的な行事等に対する、前者の質問ではないんですけども、予算等は見られるのかどうかだけ伺っておきたいと思っています。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 政策的なことを考えていけば、予算をつけるということについてはやぶさかではないと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 以上、2件目に関しては、今の町長の答弁で質問を終わらせていただきます。

次に3件目、質問事項といたしまして、医療行政について。質問の相手、町長。質問の要旨

といたしまして、当町における「残薬」についての現状及び対策について伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、残薬についての現状と対策ということについてお答えさせていただきますが、ご質問の残薬等につきましては、医療機関からの薬の飲み残しを残薬ということで定義されております。患者の症状悪化や医療費の増大につながるとして問題視されているのはご承知のとおりだと思います。

公立南三陸診療所及び公立志津川病院での現状であります。高齢の患者さんは若齢の患者と比較いたしまして、治療疾患が多様となっているということがありますので、院内でも複数科を受診される患者が多数いらっしゃいます。

そこで、お薬手帳の確認や院内情報の共有化を図るなど、重複投薬とならないように努めているというのが現状であります。

また、医薬分業の観点から、調剤薬局との連携を図りながら、調剤の飲み忘れ、飲み誤りや紛失等を防止するために、医薬品の一包化を進めております。これは、患者の心身状況を考慮して、服用時期が同一の医薬品や何種類かの薬を服用する場合に、1つの袋にまとめるもので、一包化調剤をすることによりまして、患者さんやその家族の薬剤服用管理の適正化を推進するものであります。

当町としましても、住民の健康管理の一環として、薬剤の適正な服用について広報等の周知を図るとともに、残薬の一因となるドクターショッピングと言われる複数の医療機関への安易な重複受診の是正指導等に努めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、町長の答弁ありましたけれども、現状としては、高齢者及び複数の科にかかる患者が多いということで、それでもうちの町でいろんな薬を1つの袋にまとめるあれをしているというんですけれども、先ほど町長が最後のほうに答弁あった、よその病院にかかった場合の薬の状況というのをどのような形で指導しているのかを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） 複数の病院を受診した段階の薬の管理でございますけれども、お薬手帳に関しましては、調剤薬局ごとの発行となっております。

したがって、自分の主治医等に服用している薬の名称等を確認していただいて、主治医

のドクターから指示をいただくというのが一番適切かなと考えます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） それでも、いっぱい薬というか飲み残しがあるという状況を聞いているんですけども、そこで薬に関してなんですけれども、今回新しい病院もできる関係で、この町における薬剤費というのはどれぐらい出ているのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） 今現在、病院、それから個人の医院に関しまして、設置する、近接するような関係で、院外の調剤薬局が設置されておるのが現状でございます。

今現在、公立病院と、それから町内には3カ所個人医院が再開してございますので、その数ぐらいの調剤薬局があるものと考えてございます。大体1人一軒、薬剤師さん一軒40人ぐらいの処方ができるようなカウントになってございますので、おおむね大体町内では七、八人という形になろうかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 薬剤師ではなくて、薬剤費について、町でどれぐらい薬代を使って……。ただ、薬剤費に関しては私もちょっと調べてみたんですけども、国においても計算が複雑だということであれしました。2009年あたりのデータですと22%、それで診療報酬の出来高と包括の関係があるので、はっきりした薬剤費というものは出しかねるということなんですけれども、当町における薬剤費はどれぐらいなのか。それによって、残薬を減らすことによって、それもどのような形で減らすことができるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） 具体的な金額は把握してございませんけれども、基本的に処方した薬につきまして、残薬という位置づけにつきましては、飲み残しによるものが大きな原因となっております。

したがって、飲み残しを防ぐために、先ほど答弁にもありましたように一包化、朝昼晩と飲む種類も違いますし、数も違いますので、それを小分けにした段階で自己管理ができる方は自己管理をする、できない方に関しては家族で行っていただく。

もしそれでひとり暮らしとかである場合につきましては、ヘルパー等をケアプランの中で策定していただくということで、これにつきましては、ドクター等が診察した段階で、マンツーマンで話をした段階で、最初に飲み残しのお薬があるかどうか確認した段階では、最初ははっきりものを言わないんですけども、よくよく話を詰めて行きますと、実は飲み残しが

あるということの発言を患者さんからいただくということがあるように聞いております。それによりまして、ドクターがその治療に際しまして処方するときに、薬の数を減らせる、飲み残しの分を引いた段階で処方するということもできますので、そういった観点で医療費の節約になるのかなということ考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、事務長の答弁で少しわかったんですけども、飲み残しに関してなんですけれども、実際は幾らぐらいというか、実はいろんなあれで調べてみましたら、福岡の薬剤師会で「節薬バック」ということで、せつやくのせつは節分の「節」で、やくは「薬」という字を使ったバックで、飲み残しの残薬をそれに入れて持っていくと、使えるものは再利用して大分薬剤費を抑えているという事例もあるみたいですので、当町においては、飲み残しを医者に聞かれてそのまま答えるとみんな怒られるというか、だからどうしてもためてしまって、それを例えば私が今言ったような例のあれにすると、患者さんにも説明して、持ってきたものはまた使って、有効に利用できて薬剤費の分も減らせるという説明をしていけば、より残薬を減らしていけるのではないかと思うんですけども、その点に関して伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） まず、基本的に医療者側、ドクター側につきましては、どの程度医師の指示に患者が従うかということを中心に患者を評価しておることですけれども、事患者にお願いしたいのは、自分自身の病気は何であって、それから主治医を信頼した段階で、薬のこともきちんと理解した上で服用して、病気に立ち向かうということが一番でございます。

飲み残しをなくするのは当然でございますけれども、最近の状況では、1週間分、朝昼晩の小分けになっているものを1週間分まとめてラックみたいになっておるものが販売されておりますので、そういったものを活用しながら薬の節約といいますか、飲み間違いを少なくする、ひいては薬品代の節約に結びつけていきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 大体飲み残しの対策についてはわかりました。

私も実はおばあさんが生きているころに、お薬箱みたいなもので分けてあるもので、段々進化して行って、前は1つずつの朝昼晩とかだったんですけども、今は亡くなって何年もたっているので、大分そういった薬箱も進化していると思います。

ただ、そういった薬箱というか、みんな各家庭にあるのか、その患者さんがどうなのか、もし検討できるのであれば、何らかの形で、ない方には敬老の祝い品みたいなもので検討することもできるのではないかと思います。

そこで、こういった残薬に関しては大体わかりましたので、最後に町長に、これから間もなく新しくできる病院で、何らかの形で残薬に対する取り組みを検討しているかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的にお考えをちゃんとしておいていただきたいのは、調剤する際には、その患者さんに必要な薬を調剤する。残薬というのは、基本的に患者さんが飲み忘れて残るんです。

だから、先ほど残薬パックとかというお話をしていますが、例えば私は血圧の薬を飲んでいて。血圧の薬を1週間飲まないと、ぼんといってしまうんですね。そういうリスクをしょうんですよ、飲み忘れというのは。だから、もらった薬はその人がちゃんと飲む。ということは、残薬がなくなるというのが当然のことなんです、本来の考え方でいけば。それしかお渡ししていないんですから。飲み忘れをどう防ぐかということが大事だと思っている。

残薬の関係で、いわゆる医療費といいますか、薬剤費の減少といいますか、これを少なくするということになる、今、取り組んでいるのが、先発薬ではなくてジェネリックに移行するというようなこと、例えば宮城県の共済組合なんかも今そういった医療費の削減という形の中で皆さんにお願いしているのは、ジェネリックに移行していただきたいという形の中の医療費の削減ということで取り組んでおりますので、だから残薬の考え方ということについてはそういうことですので、ひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の町長の答弁で、飲み残しということなんですけれども、話がまたもとに戻るんですが、町長のように血圧の薬だけだったらいいんでしょうけれども、複数科にわたって、もう山のぐらいなんだと思いますよね。そういったことからの残薬も発生すると思います。飲み残しだけではなくて、飲みきれないということですか。そういったものの調整等も必要だと思うんですけれども、実はこの質問の前にいろいろ担当の部署にも行ってちょっと聞いたんですが、その際に、新しくできる病院に、例えばなんですけれども、よくデパートなんかで座っている方がいるでしょう、あの案内の方たちの中にお薬の相談窓口みたいなところも、ある程度併設でもいいんですが、つくってあれすると、より残薬を減らせる

のではないかという考えの先生がおられましたので、そのところを伺いたいと思います。

あと、せっかく町長からジェネリックの答弁が出ましたので、私もちょっとせっかくの薬のあれなので聞きたいと思っていたんですけれども、当町では残薬とはちょっと離れますが、医療費削減という意味で、ジェネリックの利用状況というんですか、そのところを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 電子カルテ化もこれから進めていきますので、薬の管理、そういったものも含めてやれるようになると思いますが、いずれ飲み切れない薬を渡すということにならないように気をつけなければいけないと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 私からは国保の保険者という立場で、町民の4割が加入する国保の後発医療品の使用促進に係る取り組み状況についてお答え申し上げます。

後発医薬品希望カード等を配付しておりまして、これは年間2,600枚ほど配付しておりまして、皆様に、被保険者にジェネリックを使っていただけるような啓蒙というか、周知を図っているという形、まず1点です。

それから、後発医療品の差額通知サービスということを行っておりまして、これを4月と10月に、新薬とジェネリックとの差額はこの程度医療費が下がっているんだよという内容をお知らせするような通知等を、4月、5月の2回ですが、実施しているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） その状況はわかりましたけれども、具体の安くなっている部分というのは何割ぐらいかということで答弁いただければと思いますけれども。ただ、それも先ほどの薬剤費と同じように、いろんな複雑なあれがあるんでしょうけれども、もしおわかりでしたら。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 相対的にはジェネリックの使用は伸びていると感じておるんですが、先ほども議員さんおっしゃったように、医科歯科のレセプトの中から薬剤費等を抽出して集計するというのはなかなか難しいというのが現実でございまして、今後内容等、中身は、調べられる分は今後検討してみたいと思いますが、現段階では薬剤費にどれだけジェネリックの効果があらわれているのかというのは、数値的な部分ではなかなか今の段階では出

せないかなというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 残薬に関してはわかりました。

最後に、医療行政ということで質問させていただいていますので、町長に今現時点での病院の進捗等、今後の開業の見通し等について、簡単にでよろしいですので説明いただいて、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 建設につきましては、今、順調、予定どおりということでございますので、工期が10月末ということですので、それに間に合うと思います。

なお、その後の実質オープンの日程等につきましては、トレーニング等を含めて、それから患者の引っ越し等を含めて、どういう形の中で進めるのかということについて検討も含めてこれからもやらなければならないので、具体的にこの日と言うわけにはまいりませんが、いずれそう遠くない時期に、オープンにこぎつけたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 以上で、今野雄紀君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明17日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明17日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時40分 延会